

新	旧
<p data-bbox="341 170 1199 201">高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="151 243 296 275">第1条 (略)</p> <p data-bbox="166 317 240 348">(定義)</p> <p data-bbox="151 352 1469 453">第2条 この要綱において新型コロナウイルス患者外来協力医療機関（以下「補助事業者」という。）とは、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき県が確保した帰国者・接触者外来とする。</p> <p data-bbox="151 569 379 600">第3条～第13条 (略)</p> <p data-bbox="195 642 278 674">附 則</p> <p data-bbox="181 678 1469 779">1 この要綱は、令和3年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第6号から第10号まで、第8条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="195 821 278 852">附 則</p> <p data-bbox="181 856 997 888">1 この要綱は、令和3年6月21日から施行し、同年4月1日より適用する。</p> <p data-bbox="195 930 278 961">附 則</p> <p data-bbox="181 966 1006 997">1 この要綱は、令和4年5月16日から施行し、同年4月1日より適用する。</p>	<p data-bbox="1724 170 2582 201">高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1495 243 1641 275">第1条 (略)</p> <p data-bbox="1510 317 1584 348">(定義)</p> <p data-bbox="1495 352 2813 527">第2条 この要綱において新型コロナウイルス患者外来協力医療機関（以下「補助事業者」という。）とは、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき県が確保した帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき県が確保した検査協力医療機関及び感染症専用の外来部門とする。</p> <p data-bbox="1495 569 1724 600">第3条～第13条 (略)</p> <p data-bbox="1540 642 1623 674">附 則</p> <p data-bbox="1525 678 2813 779">1 この要綱は、令和3年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第6号から第10号まで、第8条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="1540 821 1623 852">附 則</p> <p data-bbox="1525 856 2341 888">1 この要綱は、令和3年6月21日から施行し、同年4月1日より適用する。</p>